

福祉プラン (1/2)

平成26年3月3日現在

1. 商 品 名	福祉プラン
2. ご利用 いただける方	以下の条件をすべて満たす個人の方 (1) 当金庫の営業地域にお住まい、またはご勤務（営業）の方 (2) 満20歳以上で、安定した収入のある方 (3) 保証会社の保証を受けられる方
3. お 使 い み ち	お申込人のご親族のための次の資金 (1) 介護用機器の購入・設置費用 (介護用ベッドや車椅子の購入費用、浴室や階段への手すりの設置費用等) (2) 老人ホーム入居一時金（退去時に返還されるものも対象となります） (3) お申込人が当金庫から借り入れた福祉プランの借換資金、および借換に伴う手数料 ※ (1) または (2) に合わせた申込の場合に限ります
4. ご融資限度額	500万円以内（1万円単位）
5. ご利用期間	3ヵ月以上10年以内（1ヵ月単位）
6. ご融資利率	変動金利 年2.35% ※毎年4月1日および10月1日の当金庫新長期プライムレートを基準とし、年2回見直しします
7. お持ち頂く書類	(1) 本人確認資料 運転免許証（運転免許を取得していない方は健康保険証またはパスポート） (2) 源泉徴収票、市県民税課税証明書など所得（年収）を証明するもの ※ご融資金額100万円以内の場合は不要となります (3) 資金使途確認資料（注文書、見積書、請求書等）
8. ご返済方法	毎月元金均等、または元利均等返済 ・ボーナス時増額返済のお取扱も可能です（6ヵ月毎、ご融資金の50%以内） ・約定返済日は、毎月6日・16日・26日に限らせていただきます ※元金据置（6ヵ月以内）のお取扱も可能です
9. 保証会社	一般社団法人しんきん保証基金
10. 保証人	原則必要ありません ※保証会社が必要と認めた場合は、保証人が必要となる場合もあります
11. 担保	必要ありません
12. 手数料・保証料	(1) ローン実行手数料300円（+消費税） (2) 保証料は必要ありません（金利に含まれております）



杜の都信用金庫

SHINJINKIN BANK

福祉プラン (2/2)

<p>13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談部お客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。</p> <p>(2) 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1) お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、(2) 当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
<p>14. そ の 他</p>	<p>ご融資金は、原則工事業者、または販売店、施設に振込していただくことが条件となります</p> <p>※融資金額の20%、または50万円のいずれか大きい金額まではその限りではありません</p> <p>※その他、詳しくは窓口までお問い合わせください</p>

